

## 第 8 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年8月21日(木) 午前10時00分

場 所 津市安濃庁舎 2階会議室1・2

出席部会委員 2野田<sup>のだ</sup>久忠<sup>ひさただ</sup>・3太田<sup>おおた</sup>義政<sup>よしまさ</sup>・4眞弓<sup>まゆみ</sup>純一<sup>すみかず</sup>・5赤塚<sup>あかつか</sup>薫<sup>かおる</sup>  
6青木<sup>あおき</sup>正司<sup>しょうじ</sup>・7伊藤<sup>いとう</sup>征一<sup>せいいち</sup>・9奥山<sup>おくやま</sup>正夫<sup>まさお</sup>・11後藤<sup>ごとう</sup>勝<sup>かつ</sup>  
13阪<sup>さか</sup>芳一<sup>よしいち</sup>・17牧野<sup>まきの</sup>礼吉<sup>れいきち</sup>・18増地<sup>ますじ</sup>和久<sup>かずひさ</sup>・19村治<sup>むらじ</sup>隆史<sup>たかし</sup>  
23清水<sup>しみず</sup>清<sup>きよし</sup>・24中林<sup>なかばやし</sup>長一<sup>ちやういち</sup>・41西口<sup>にしぐち</sup>正國<sup>まさくに</sup>・47田中<sup>たなか</sup>千福<sup>かずよし</sup>  
以上16名

欠席委員 14 清水文兵衛

出席部会員外委員 会長 野田 悟

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・竹田主事

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平主査

芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 11 後藤<sup>ごとう</sup>勝<sup>かつ</sup>・17牧野<sup>まきの</sup>礼吉<sup>れいきち</sup>

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)

議案第5号 買受適格証明願(公売)について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第8回第1農地部会を開会させていただきます。 本日の欠席は、1名で、出席委員は16名で、本部会は成立いたします。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名をいたします。 11番、後藤さん、17番、牧野さん。よろしく願います。 まず初めに、会長の専決報告に入ります。報告第1号から第6号までは事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 件数は1件、合計面積5,388㎡で、その内訳は、田が4,410㎡、畑が978㎡でございます。 これにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき、解約をいたしたものであります。 2ページから3ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 これらにつきましては、相続の届け出によるものでございまして、件数は2件、合計面積は22,025.61㎡、内訳といたしましては、田が20,023㎡、畑が2,002.61㎡でございます。 いずれの案件もあっせん等の希望はございません。 4ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、地区 白塚、届出者 _____、届出地 白塚町泥_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 429㎡。 これにつきましては、届出者は20年ほど前より届出地を耕作できず、近所の方が車を停めたいと希望したので、16台分の駐車場としてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。 番号2、地区 橋北、届出者 _____、届出地 江戸橋2丁目_____番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 1,411㎡。 これにつきましては、平成12年3月頃、届出地を共同住宅の入居者用の駐車場としてしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。 番号3、地区 神戸、届出者 _____、届出地 半田口青谷_____番、台帳地目、現況地目とも畑、面積 111㎡。 これにつきましては、届出地を2、3台分の駐車場として造成しようとするものです。 以上、件数は3件、合計面積は1,951㎡で、その内訳は畑でございます。 5ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、地区 敬和、届出者 _____、渡人 _____、届出地</p>

高洲町\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、面積 181㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲受け、経営する解体業の業務用資材置き場として利用しようとするものでございます。

番号2、地区 藤水、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 藤方内浜田\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 760㎡。

これにつきましては、平成9年ごろ、付近が宅地化され耕作に適さなくなったため、受人は渡人より届出地を譲り受け、受人が役員を務める会社の駐車場として利用しているものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号3、地区 藤水、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 垂水法ケ広\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、面積 47㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、経営する不動産業の資材置き場として利用しようとするものでございます。

番号4、地区 高茶屋、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 高茶屋5丁目\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、面積 949㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、4区画分の宅地分譲をしようとするものでございます。

番号5、地区 高茶屋、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町三軒家\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 155㎡。

これにつきましては、受人の父が既存居宅が手狭になり、叔父である渡人の届出地に平成10年6月ごろに増築してしまったもので、このたび所有権を移転しようとするものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号6、地区 高茶屋、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町向山\_\_\_\_番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 528㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、居宅を建築しようとするものです。

番号7、地区 豊津、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 河芸町中別保丸垣内\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目荒畑、面積128㎡外1筆で合計276㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲受け、隣地と一体利用で一般住宅の建設用地としようとするものです。

番号8、地区 上野、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 河芸町上野曾角\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積96㎡。

これにつきましては、墓地への進入路がなく不便であったため、平成23年11月1日に渡し人からの贈与の申し出を受け奥の墓地への進入路として舗装したものです。

始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号9、地区 香良洲、受人\_\_\_\_、渡人\_\_\_\_、届出地 香良洲町新開地\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積270㎡外1筆で合計289㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲受け、木造瓦葺2階建建築面積100.2㎡の一般住宅を建設しようとするものです。

以上、件数は9件で3,281㎡、内容は田が760㎡、畑が2,521㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗真、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、届出地 栗真町屋町根上り \_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積142㎡。

これにつきましては、借人は貸人より届出地を使用貸借し、平成24年5月10日に建築面積112.57㎡の一般住宅を建築してしまったもので、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、地区 藤水、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、届出地 垂水西浦番、台帳地目・現況地目とも畑、面積545㎡。

これにつきましては、借人は貸人より届出地を使用貸借し、軽量鉄骨2階建建築面積118.79㎡の一般住宅を建築しようとするものです。

番号3、地区 高茶屋、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、届出地 高茶屋小森町中山 \_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積242㎡。

これにつきましては、借人は、届出地を貸人より使用貸借し、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、届出地の一部は平成18年頃、隣地のアパートの駐車場が必要になったため、届出地を使用貸借し駐車場として利用していますが、始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上件数は3件で929㎡、その内訳は畑でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

これにつきましては、番号1、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、面積1,357㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積3,500㎡、申請地 美里町平木中出 \_\_\_\_\_番、地目 畑、面積95㎡、取得年月日 平成2年4月1日。

これにつきましては、権利者から事情聴取を行いましたところ、権利者は義務者より申請地の譲渡を受け、平成2年4月1日より占有して耕作を行ってきたものです。

以上、件数は1件、面積は畑が95㎡でございます。

以上で、説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 棕本 受人 \_\_\_\_\_、面積3,868㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積1,274.91㎡、申請地 芸濃町棕本新町 \_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも田、面積36㎡外2筆で合計1,156㎡。

これにつきましては、受人は労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 安濃 受人 \_\_\_\_\_、面積40,136㎡、渡人 \_\_\_\_\_、

面積 376 m<sup>2</sup>、申請地 安濃町安濃杉本 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 376 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は高齢で労働力不足の渡人より申請地を譲り受け、自家消費用の菜園としようとするものです。

以上、件数は2件で1, 532 m<sup>2</sup>、その内訳は、田1, 156 m<sup>2</sup>、畑376 m<sup>2</sup>でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。1番棕本。

牧野委員 17番牧野です。この譲渡人の方は、 \_\_\_\_\_ に住んでおられまして、遠方でもあることから農作業ができないということでございますので、譲受人が田を作るということでございまして、別に何の問題もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 2番、安濃。

中林委員 24番中林。事務局の説明どおり、高齢化による離農でございますので、許可して問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 黒田 申請者 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三行椽本 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 373 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、平成16年3月に申請地を購入した時点で、既に竹林になっていたもので、結局、高台で農機具を入れることもできず、耕作ができなかったので放置してしまっただけです。今後は竹林として管理しようとするものでございます。

番号2、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本中町 \_\_\_\_\_ 番、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 125 m<sup>2</sup>外1筆で、合計面積 171 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、前の所有者が申請地の北側接道部において車両の進入が困難であるため、その進入路の拡幅を行ったもので、その状態のまま申請者

が相続したものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西 申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町萩野大土\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,051㎡。

これにつきましては、営農が困難なため、平成9年頃に杉を植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号4、地区 河内 申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町河内宝並\_\_\_\_\_番、台帳地目 田、現況地目 山林、面積497㎡外2筆で、合計1,055㎡。

これにつきましては、獣害被害が多く水利も不便なため、平成13年3月に杉を植林してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件で2,650㎡、その内訳は田が2,152㎡、畑が498㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、1番黒田。

阪 委員 13番、阪。現場見たけど、事務局の説明どおり、特に問題はないと思います。よろしく。

議 長 2番、棕本。

牧野委員 17番牧野です。これは、進入道路がないということで、自動車も裏から入れており、現在は埋められて、屋敷の一部となっております。事務局の説明どおりでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

議 長 3番、安西。

牧野委員 17番牧野です。これは先般、事務局と会長とで現場を見てもらいました。もともと天水で、水の出も悪くて、とても田は管理できないということで、植林し山林になっておりました。何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 4番、河内。

増地委員 18番増地です。10日の日に、会長さん始め事務局の方々に見てもらいまして、安濃ダムの近くで、周囲は、植林され山林でございまして、農作業できる場所ではないので、どうかよろしく願いいたします。

議 長 地元委員さんから異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>10ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 安濃 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町安濃杉本_____番、台帳地目、現況地目とも田、面積3, 126㎡外1筆で、合計面積6, 175㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を賃貸借し、平成25年4月30日までの間、砂利採取をしようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で6, 175㎡、その内容は田でございます。</p> <p>農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとう。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見をお伺ひいたします。</p>
中林委員	<p>24番中林。本件は説明どおり砂利採取に伴う一時転用の許可申請でありまして、業者もこれまでの実績から見て信用できる業者でもありますし、この申請については許可すべきものと考えます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）よろしく事務局説明お願ひいたします。</p>
事務局	<p>11ページをお願ひいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 棕本 借り人 _____、貸し人 _____、申請地 芸濃町棕本追上_____番、台帳地目、現況地目とも畑、面積176㎡。</p> <p>これにつきましては、借り人は家族もふえて、現住宅では手狭となってきましたので、貸し人より申請地を使用貸借し、建築面積58.95㎡の一般住宅1棟を建築しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で176㎡、その内容は田と畑でございます。</p>

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。棕本。

牧野委員 17番牧野です。これは、息子さんがお父さんの土地を借りて家を建てるといことで、事務局の説明どおりでございます。ひとつよろしく願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号 買受適格証明願いについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 12ページをお願いします。

議案第5号 買受適格証明願い（公売）についてでございます。

番号1、地区 村主 公売対象農地 安濃町川西西出\_\_\_\_\_番、台帳地目、現況地目とも畑、面積95㎡、申請人 \_\_\_\_\_、面積6,013㎡。

これにつきましては、津税務署による公売に参加するための買受適格証明でございまして、あわせて農地法第3条の規定による許可申請（農業委員会許可・所有権移）について、許可を得ようとするものです。

以上、件数は1件で95㎡、その内容は田でございます。

農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんの意見を伺います。

清水委員 23番清水です。この場所は、\_\_\_\_\_の前でございまして、この間も現地確認をしてきましたし、きれいにもう耕作してもらってあるんで、何の問題もないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 はい。地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>



議 長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については証明することに決定をいたします。</p> <p>次に、別紙でお配りしました議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いいたします。</p> <p>表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。</p> <p>まず、各地区別に一番下の合計欄で説明いたします。</p> <p>津地区につきましては、田の賃貸借が4,033㎡で、畑の使用貸借が9,730㎡で、件数は3件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借が9,483㎡で、件数は8件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借が15,633㎡で、件数は4件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借が4,050㎡で、件数は1件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の賃貸借が4,116㎡で、件数は1件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、畑の使用貸借が5,256㎡で、件数は1件でございます。</p> <p>以上、合計で田の集積が賃貸借と使用貸借を合わせて42,571㎡で、畑の使用貸借が9,730㎡、総合計は18件52,301㎡となっております。</p> <p>なお、認定農業者への集積状況は6件で23,716㎡となっております。</p> <p>なお、内訳は計画の概要のとおりでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>皆さん、いかがでございましょうか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p> <p>これで本会に付議されました案件の審議をすべて終了いたしました。</p> <p>以上で第8回第1農地部会を終了いたします。</p>

午前10時30分

上記は、第8回第1農地部会の議事を録したものである。

平成24年8月21日

議 長

出席委員

出席委員